

越 監 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、教育委員会教育長から令和2年（2020年）5月11日付け越監第48号の公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年6月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

監査の結果に係る措置について

教育総務部スポーツ振興課

[団体名：公益財団法人越谷市施設管理公社]

【指摘事項】

<団体事務>

(1) 収納事務において、規則どおりに使用料の計算がされていないものがあった。

総合体育館の使用に係る付帯設備使用料については、越谷市立体育館条例施行規則に定められている。

当該使用料の算定方法を確認したところ、規則に基づいた使用料の計算が行われていなかったものである。

【措置等の内容】

越谷市立総合体育館の付帯設備であるコンセントの使用料については、越谷市立体育館条例施行規則別表第2の備考の、「電化製品、その他設備を持ち込みした場合は、その実費相当額とする」に基づいて徴収しております。また、具体的な使用料の算定にあたりましては、越谷市立体育館等他の公共施設のコンセント使用料を参考にして料金を設定し、徴収する運用を行っております。

今回ご指摘を受け、算定根拠をより明確にするため、実際の運用に合わせた文言とすべく、規則改正を行いました。(令和2年4月24日告示)

今後につきましても、越谷市立総合体育館の指定管理者に対し、規則に基づいた使用料の計算を行うよう、指導・監督してまいります。